

令和5年 第8回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和5年5月19日

議 題

- 議案第34号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第35号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 議案第36号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

その他

- 統一地方選の結果及び視察について

次回開催日 令和5年6月1日（木）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和5年7月20日（木）10：00～ 区長応接室

議案第34号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年5月19日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 486人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 92人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 394人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年5月19日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和5年5月19日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	43	190	0	233
女	49	204	0	253
計	92	394	0	486

議案第35号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和5年5月19日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

閲覧状況一覧表 別紙のとおり

（根拠）公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

○公職選挙法

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第二十八条の四

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○公職選挙法施行規則

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第36号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和5年5月19日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

(根拠) 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

第二十八条の四

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○公職選挙法施行規則

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地